

海上自衛隊呉史料館
維持管理運営事業

実施方針

令和2年6月
防衛省

<目 次>

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1.	事業内容に関する事項.....	1
2.	実施方針に関する事項.....	5
3.	特定事業の選定方法等に関する事項.....	6
4.	付帯事業について.....	6
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1.	民間事業者の選定に係る基本的な考え方.....	7
2.	選定の手順及びスケジュール（予定）.....	7
3.	入札公告.....	8
4.	入札説明書.....	8
5.	審査及び選定に関する事項.....	8
6.	契約に関する基本的な考え方.....	9
7.	提出書類の取扱い.....	10
8.	入札参加者の構成に関する要件.....	10
9.	入札参加者構成員の資格等要件.....	11
10.	入札に伴う費用負担.....	15
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項..	15
1.	リスク分担の考え方.....	15
2.	選定事業者の責任の履行に関する事項.....	15
3.	事業の実施状況のモニタリング.....	16
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	16
1.	立地に関する事項.....	16
2.	建物に関する事項.....	17
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	18
1.	紛争が生じた場合の基本的な考え方.....	18
2.	管轄裁判所の指定.....	18
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
1.	本事業の継続に関する基本的な考え方.....	18
2.	本事業の継続が困難になった場合の措置.....	18
3.	金融機関と国との協議.....	19
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	19
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
3.	その他の支援に関する事項.....	19
第8	特定事業の担当者に関する事項.....	19
1.	担当部署.....	19

2. P F I 取得等要求機関の長.....	20
3. 契約担当官等.....	20
4. 供用事務担当官.....	20
第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	20
1. ホームページ.....	20
2. 本事業において使用する言語.....	20

(添付資料)

- 別紙様式第1 実施方針に関する質問書
- 別紙様式第2 実施方針に関する意見書
- 別紙第1 本施設位置図
- 別紙第2 リスク分担案
- 別紙第3 史料館施設図集

防衛省（以下「国」という。）は、海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（平成30年10月23日施行）等に則り、定めるものである。

第1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業

(2) 公共施設等の立地等

- ・ 立地場所 : 広島県呉市宝町5-32
- ・ 敷地面積 : 3,247.52 m²
- ・ 建築面積 : 1,663.26 m²（展示用潜水艦を含む。）
- ・ 延床面積 : 3,600.56 m²（同上）
- ・ 用途地域 : 商業地域
- ・ 建ぺい率 : 51.22%
- ・ 容積率 : 110.54%
- ・ 施設用途 : 史料館

※「別紙第1 本施設位置図」を参照

(3) 公共施設等の管理者等

防衛大臣 河野 太郎

(4) 事業目的

本事業は、海上自衛隊の有する資料の展示・保存等を通じて、海上自衛隊員の教育、並びに海上自衛隊員の募集広報、及び広く国民一般等への広報活動により海上自衛隊に対する理解の促進及び地域との共生に貢献することを目的とするものである。

本事業は、隊員教育効果の向上と効果的な広報活動の実施を図るため、PFI法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し実施するものとする。特に、本事業では、資料の展示・保存等の運営業務について民間に委ねるものとし、その創意工夫を通じて事業効果が更に高められることを期待するものである。

なお、本事業は、平成26年4月から令和3年3月までの契約期間において、PFI法に基づき実施中の海上自衛隊呉史料館建設維持管理事業に引き続き実施するものである。

(5) 事業概要

本事業の概要は、以下のとおりである。

ア 事業内容

本事業は、PFI法に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、事業期間中、史料館施設の展示物等更新業務、維持管理業務及び運営業務を遂行する方式（Operate（O）方式）により実施する。事業期間は、契約締結日から令和10年3月末までの期間である。

選定事業者の主な業務範囲は以下のとおりである（詳細については入札説明書に示す）。

なお、史料館への入館は無料とし、国、選定事業者とも入館料の徴収は行わない。

(ア) 展示物等更新業務

- (i) 史料館施設の改修企画業務
- (ii) 設備改修企画業務
- (iii) 展示用潜水艦の改修企画業務
- (iv) 常設展示の改修企画業務
- (v) (i)～(iv)に掲げる業務に係る調査・計画業務
- (vi) (i)～(iv)に掲げる業務に係る業務履行監理業務
- (vii) (i)～(iv)に掲げる業務に係る各種申請等の業務
- (viii) その他これらを実施する上で必要な関連業務

(イ) 維持管理業務

- (i) 史料館施設に係る維持管理業務（建築）
- (ii) 史料館施設に係る維持管理業務（設備）
- (iii) 清掃業務
- (iv) 外構の保守点検業務
- (v) 警備業務（巡回及び機械警備）
- (vi) 展示用潜水艦の維持管理業務（展示用潜水艦の清掃及び内部点検）※1
- (viii) その他これらを実施する上で必要な関連業務

(ウ) 運営業務

- (i) 常設展示業務（常設展示保守及び更新等）
- (ii) 企画展示業務
- (iii) 資料の整理・保存業務※2
- (iv) 館内案内業務※3
- (v) 広報業務

- (vi) 総務業務
 - (vii) イベント実施業務（来場者 500 万人・600 万人及び 700 万人到達イベント等）
 - (viii) 屋外施設開放業務
 - (ix) 制服試着体験業務
 - (x) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- ※1 展示用潜水艦の内部点検等は、あらかじめ国の確認を受けた上で非公開区画を含めて選定事業者が実施する。
- ※2 資料の整理・保存業務は、あらかじめ国の確認を受けた上で選定事業者が行う。当該業務は、学芸員による指導のもと実施すること。
- ※3 現在、館内案内業務のうち展示解説業務の一部については、鉄のくじら館協力会（地域住民のボランティア団体。令和2年4月現在、44名が所属）と協力して実施している。協力に際して、現在の史料館運営事業者は、ボランティアスタッフの弁当・飲料等、制服、保険料及び記念品代を負担している。なお、本事業においても、選定事業者は、鉄のくじら館協力会と調整の上、支援を得ることを想定している。その際にボランティアに対して、史料館職員の業務実施事項の遵守及び教育等を含めた管理を合わせて実施するものとする。

イ 国の支払に関する事項

国の選定事業者に対する支払は、以下からなる。

- (ア) 展示物等更新業務に係る対価
- (イ) 維持管理業務に係る対価
- (ウ) 運營業務に係る対価

国は、選定事業者に対して、(ア)、(イ) 及び (ウ) の対価（以下これらの三つを総称して「サービス対価」という。）を、財政法（昭和22年法律第34号）第15条第1項に規定する国庫債務負担行為に基づき、国と選定事業者との間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定めるところに従って、事業期間中にわたって支払を行う。

なお、これらの詳細については、入札説明書等で示す。

ウ 事業スケジュール（予定）の設定

本事業の実施スケジュール（予定）は、以下のとおりである。

- ・基本協定の締結時期 令和3年2月
- ・事業契約の締結時期 令和3年3月
- ・業務引継期間 事業契約の締結日～令和3年3月末
- ・維持管理・運営期間 令和3年4月～令和10年3月
- ・展示物等更新期間※ 令和3年12月～令和4年2月

※ 展示物等更新期間中も本施設は開館する。これにより難しい場合は、国と選定事業者が協議し、国が合理的であると判断した場合は最低限の期間の閉館を認めるものとする。なお、当該期間に準備期間は含まない。

(6) 遵守すべき法令等

選定事業者は、以下に列挙するもののほか、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する政令、規則、条例等を含む。）等を遵守することとする。

- ・ 財政法（昭和22年法律第34号）
- ・ 会計法（昭和22年法律第35号）
- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 国有財産法（昭和23年法律第73号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 博物館法（昭和26年法律第285号）
- ・ 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・ 会社再生法（平成14年法律第154号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

2. 実施方針に関する事項

(1) 実施方針に関する質問受付

受付期間	令和2年6月22日（月）10時から 同年6月26日（金）17時まで
提出先	防衛省 整備計画局 施設計画課 住所：東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省 庁舎D棟5階 Mail：Shisetsuseisaku-PFI@mod.go.jp
様式	実施方針に関する質問書（別紙様式第1）を用いること。
媒体	Microsoft Excel（Microsoft Excel 2016で対応可能なバージョン）により作成すること。
提出方法	次のいずれかにより提出すること。 ①持参：印刷物を添付したCD-ROMを持参すること。 なお、提出を受けたCD-ROMは返却しない。 ②郵送：印刷物を添付したCD-ROMを郵送すること。（受付期間内に到着すること） なお、提出を受けたCD-ROMは返却しない。 ③電子メール：添付ファイルとして、上記の提出先の電子メールアドレスへ送信すること。 なお、この場合は、電話により着信を確認すること。

(2) 実施方針に関する質問、回答

(1)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、令和2年7月（予定）に、防衛省ホームページ等において公表する。

なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るものであり、公表することにより質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。また、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

(3) 実施方針に関する意見の受付

国は、実施方針に関する意見を受け付ける。受付期間、提出先、媒体及び提出方法については、(1)と同様とする。様式については、実施方針に関する意見書（別紙様式第2）を用いるものとする。

(4) 意見に対するヒアリング

(3)で受け付けた実施方針に関する意見のうち、国が必要と判断したものについては、当該意見の提出者から直接ヒアリングを行うことを予定している。

(5) 実施方針の変更

国は、実施方針公表後における民間企業等からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合は、防衛省ホームページ等において速やかに公表する。変更の内容が重要で本事業の事業者募集のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

(6) 実施方針に関する参考資料の貸与

国は、最新の設計図書等の参考資料を貸与する。

3. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に当たっての考え方

国は、PFI法、基本方針及びVFM (Value for Money) に関するガイドライン (平成30年10月23日施行) 等を踏まえ、国が自ら実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

ア 本施設の展示物等更新・維持管理・運営等が同一水準にある場合において、国の財政負担の縮減が期待できること。

イ 国の財政負担が同一水準にある場合において、本施設の展示物等更新・維持管理・運営等の水準の向上が期待できること。

国の財政負担の見込み額を算定するに当たっては、将来の費用と見込まれる国の財政負担の総額を算出し、適切な調整を行った上で、これを現在価値に換算して評価することとする。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

なお、選定事業者が国有財産の有効活用の観点から、本事業の用途又は目的を妨げない限度において、本施設の一部を活用し自らの責任と負担において実施する事業 (以下「付帯事業」という。) を行うことにより、国に歳入が生じる可能性があるが、VFMの評価において、この点は考慮しない。

(2) 特定事業の選定結果の公表

国は、(1)に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容と併せて、防衛省ホームページ等において公表する。

なお、評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

4. 付帯事業について

選定事業者は、付帯事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

付帯事業は、国有財産の有効活用の観点から選定事業者の要望があれば実施できるものであり、実施を義務付けるものではない。

なお、付帯事業に係る維持管理・運営、光熱水費等は選定事業者が負担し、収益は選定事業者に帰属するものとする。

(1) 喫茶・軽食コーナー運営事業

選定事業者が、食品衛生法第52条第1項等による飲食店営業一類の許可を取得した上で、利用者に対しコーヒー、アイスクリーム等を休憩スペース（史料館1階）において提供することを想定する。

なお、事前に国の承認を得た上で、選定事業者の責任と負担において、喫茶・軽食コーナーの拡張・改変をすることは可能である。

(2) 物販コーナー運営事業

選定事業者が、史料館1階に設置されている物販コーナーを使用し、土産物、グッズ等を利用者に対し販売することを想定する。

なお、事前に国の承諾を得た上で、選定事業者の責任と負担において、既存の物販コーナーの拡張・改変をすることは可能である。

(3) その他の事業

選定事業者は、(1)及び(2)以外の付帯事業を、事前に国の承諾を得た上で、自らの責任と負担において実施することができる。

なお、利用者から料金を徴収する企画展やイベント等の実施は許可しない。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めらるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、サービス対価の額、展示物等更新能力、維持管理能力、事業運営能力その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：会計法第29条の6第2項並びに予算決算及び会計令第91条第2項）を行う予定である。

2. 選定の手順及びスケジュール（予定）

特定事業の選定以降のスケジュールは、以下のとおり予定している。

スケジュール（予定）	内容
令和2年8月	特定事業の選定及び公表
令和2年9月	入札公告（入札説明書等の交付）
令和2年9月	入札説明書等に対する第1回質問の受付・回答
令和2年10月	第一次審査資料の受付
令和2年10月	第一次審査結果の通知
令和2年10月～11月	入札説明書等に対する第2回質問の受付・回答
令和2年11月	第二次審査資料の受付
令和3年1月	民間事業者の選定及び公表
令和3年2月	基本協定の締結
令和3年3月	事業契約の締結及び公表

3. 入札公告

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業を総合評価方式による一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する予定である。なお、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続は、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）に基づいて実施する。

4. 入札説明書

（1）入札説明書の公表

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る入札説明書等を防衛省ホームページ等において公表する。入札説明書には、事業者選定の方式、入札参加手続等を記載するとともに、入札に必要な資料・情報等を提供する。ただし、事業の性質上、一部の資料や情報については、入札参加資格が認められた者のみに対して配布する。詳細については、入札説明書に示す。

（2）入札説明書に対する質問受付及び回答

質問の受付及び回答の公表方法については、入札説明書において示す。なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るものであり、公表することにより質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

5. 審査及び選定に関する事項

（1）審査委員会

国は、部外学識経験者、中国四国防衛局職員、呉地方総監部職員等で構成する審査

委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、第二次審査における評価基準及び評価結果等の審査を行う。

なお、審査委員については、入札説明書で示す。

（２）審査及び選定

審査は総合評価方式によることとし、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。第一次審査に合格した者は、第二次審査資料を提出することができる。提案方法等の詳細については、入札説明書において示す。

第二次審査にあたっては、提案価格、展示物等更新計画、維持管理計画、運営計画その他の条件を総合的に評価し、審査委員会の審査結果を踏まえ、国は最も優れた提案を行った者を落札者として決定する。

なお、各審査における主な評価項目は以下のとおりとする。具体的な評価基準については、入札説明書において示す。

- ・第一次審査：資格等要件審査等
- ・第二次審査：提案価格、展示物等更新計画、維持管理計画、運営計画等

（３）選定結果の公表

国は、評価結果等について、防衛省ホームページ等において速やかに公表する。

（４）特定事業の選定の取り消し

国は、民間事業者の募集、評価及び選定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を防衛省ホームページ等において速やかに公表する。

6. 契約に関する基本的な考え方

（１）特別目的会社の設立等について

選定事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）を設立する。

（２）事業契約の概要

国は、選定事業者と事業契約の締結に向けて基本協定を締結し、当該基本協定に規定した事項に基づき、選定事業者が設立したSPCと事業契約を締結する。事業契約は、展示物等更新業務、維持管理業務及び運営業務等について包括的かつ詳細に規定し、事業期間を令和10年3月までとする。

なお、事業契約書案については、入札説明書公表時に公表する。

(3) 選定事業者の株主構成等について

選定事業者たるSPCの株主は、事業契約が終了するまでの間SPCの株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、株式の譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

7. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提出書類（一次審査資料及び二次審査資料をいう。以下同じ。）の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、落札者の選定にかかわる公表を除き、入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出書類は入札参加者に返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(3) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

8. 入札参加者の構成に関する要件

入札参加者の構成に関する要件は、以下のとおりとする。

(1) 入札参加者は、本実施方針第1 1. (5) ア (7) ～ (9) に掲げる業務を実施することなどを予定する単体企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成される法人格のない共同企業体（以下「入札参加グループ」という。）であること。

(2) 入札参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、構成員（A）、構成員（B）又は構成員（C）のいずれかとし、各構成員の定義は、以下のとおりとする。

分類	定義
構成員（A）	SPCから直接に業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
構成員（B）	SPCから直接に業務の受託・請負はしないが、SPCに出資する企業
構成員（C）	SPCから直接に業務の受託・請負をするが、SPCには出資しない企業

※入札参加企業は、構成員（A）となる。

- (3) 入札参加グループは、入札に当たり、各構成員が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、構成員(A)の中から一社を代表企業として定め、当該代表企業が入札手続を行うこととする。
- (4) SPCから、本実施方針第1-1.(5)ア(7)～(9)に掲げる業務を直接に受託・請負をする企業は、構成員(A)又は構成員(C)のいずれかの形で入札参加グループに参加すること。
- (5) (3)の規定にかかわらず、本実施方針第2-9.(2)に示す資格等要件を求める構成員のうち、「エ 運營業務を実施する企業」のうち少なくとも一社は、構成員(A)として入札参加グループに参加すること。
- (6) 落札者として選定された入札参加企業又は入札参加グループは、本事業を実施するためにSPCを設立すること。詳細については、本実施方針第2-6.(1)を参照のこと。
- (7) 入札参加グループの代表企業の出資比率(議決権割合を基準として算定する。以下同じ。)は、出資者中最大とする。また、代表企業を含む構成員(A)の出資比率の合計は、50%を超えるものとする。
- (8) 入札参加企業及び入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員になることはできない。
- (9) 入札参加グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合(本実施方針第2-9.(1)及び(2)に定める要件を満たさなくなった場合を除く。)は、国と協議を行うこととし、協議の結果、国が妥当と認めた場合は、入札参加グループの代表企業以外の構成員を入札参加資格の確認を受けた上で、事業計画の提案内容を記載した書類(以下「提案書類」という。)の提出期限までに追加変更することができるものとする。なお、本実施方針第2-9.(1)及び(2)に定める要件を満たさなくなった場合については、本実施方針第2-9.(3)の規定が適用される。

9. 入札参加者構成員の資格等要件

(1) 共通要件

入札参加企業及び入札参加グループの構成員は、いずれも以下の要件を全て満たすこと。

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき

再生手続開始の申立をした者であっても、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の級別の格付けを受けている場合は、本件への入札参加を認める。

エ 中国四国防衛局から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止等を受けていないこと。

オ 中国四国防衛局が、本事業について導入可能性調査業務及びアドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある日比谷パーク法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本面において関連がある者」とは、これらの者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の100分の50を超える株式を有してしている者を、「人事面において関連のある者」とは、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の代表権を有する役員が、これらの者の代表権を有する役員を兼ねている場合の者をいう（以下同じ。）。

カ 本実施方針第25.（1）に定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ PFI法第9条各号に示される欠格事由に該当する者でないこと。

（2）個別要件

入札参加企業は、アからエまでの全ての要件を満たすこと。

なお、詳細については入札説明書において示す。

ア 国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

イ 展示物等更新業務を実施する企業は、次の要件を満たすこと。

（ア）防衛省整備計画局施設計画課長から建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の、「管工事」、「電気工事」又は「内装仕上工事」において級別の格付けを受け、中国四国防衛局に競争参加資格を希望していること。

（イ）複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれが実施する工事種別について、（ア）を満足すること。

ウ 維持管理業務を実施する企業は、次の要件を満たすこと。

（ア）令和01・02・03年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において「A」、「B」又は「C」の格付を受け、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

（イ）平成22年度以降に、公共施設の維持管理業務実績（建築躯体及び設備の保守点検及び修繕業務を含むもの。複数の実績により満足することも認められる。）があること。

（ウ）維持管理業務を実施するために必要となる資格を有していることを証明した

者であること。

エ 運営業務を実施する企業は、次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 平成22年度以降に、国又は地方公共団体所管の広報施設等の事務・案内業務実績があること。

(イ) 平成22年度以降に、博物館法（昭和26年法律第285号）上の登録博物館若しくは博物館相当施設の運営業務、運営計画業務又はそれらに付随した内容検討業務のいずれかの業務実績があること。

なお、「博物館相当施設」とは、建築基準法別表第1（3）項の用途に類するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の3第2号に規定する博物館、美術館及び図書館のいずれかに該当する施設（建築確認申請上の用途がこれら3種に該当する施設）をいう。

（3）入札参加企業及び入札参加グループの構成員の資格喪失について

入札参加企業又は入札参加グループの構成員が、入札参加資格確認後に入札参加資格（本実施方針第29.（1）及び（2）参照）を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

なお、次のイ（ア）（i）～（iii）により提案書類を提出することができる場合であっても、それに伴う提案書類提出日や落札者決定日の変更は行わない。

ア 入札参加企業の場合

(ア) 入札参加企業は、入札参加資格を有すると確認を受けた日から提案書類提出日前日までの間に入札参加資格を喪失した場合、提案書類を提出することはできない。

(イ) 入札参加企業は、提案書類提出日から落札者決定前日までの間に入札参加資格を喪失した場合、失格とする。

(ウ) 落札者として決定された入札参加企業は、落札者決定日から事業契約締結日前日までの間に入札参加資格を喪失した場合であっても失格とはならず、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

イ 入札参加グループの場合

次の（ア）及び（イ）の場合に、入札参加グループについて、本実施方針第28.に掲げる入札参加者の構成に関する要件が充足されない場合は、当該入札参加グループは落札者として決定されないこととする。

(ア) 入札参加資格を有すると確認を受けた日から提案書類提出日前日までの間に入札参加資格を喪失した場合

(i) 代表企業が入札参加資格を喪失した場合は、当該代表企業が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められた者が当該入札参加グループの構成員の中に存在し、かつ、当該入札参加グループの構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り（入札参加資

格未確認の企業を代表企業として新たに当該入札参加グループに追加することは認めない。)、入札参加資格を喪失した当初の代表企業を当該入札参加グループから除外した上で、提案書類を提出することができる。この場合、当初の代表企業が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出することを条件とする。

- (ii) 代表企業以外の構成員(A)又は構成員(C)が入札参加資格を喪失した場合は、当該構成員の他に、当該構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められた者が当該入札参加グループの構成員の中にいる場合は、提案書類を提出することができる。入札参加資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について、入札参加資格が認められた者が当該入札参加グループ内に他に存在しない場合は、新たに入札参加資格の確認を受けた場合に限り構成員の追加を認める。これらの場合のうち構成員(A)が資格を喪失した場合、当初の構成員(A)が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出しなければならない。なお、上記のいずれの場合も、入札参加資格を喪失した構成員は当該入札参加グループから除外されるものとする。
 - (iii) 構成員(B)が入札参加資格を喪失した場合は、当該構成員を入札参加グループから除外した上で(入札参加資格未確認の新たな企業を当該入札参加グループに追加することなく)、当該構成員が出資を予定していた金額について他の構成員が拠出することを条件として、提案書類を提出することができる。
- (イ) 提案書類提出から落札者決定前日までの間に入札参加資格を喪失した場合
- (i) 代表企業を含む構成員(A)が資格を喪失した場合は、当該入札参加グループを失格とする。
 - (ii) 構成員(B)が入札参加資格を喪失した場合は、当該構成員を入札参加グループから除外し、当該構成員が出資を予定していた金額について他の構成員が拠出することを条件として、審査の対象として認める。
 - (iii) 構成員(C)が入札参加資格を喪失した場合は、当該構成員の他に、当該構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められた者が当該入札参加グループの構成員の中にいる場合は、既に提出された提案書類の内容(提案価格を含む。)を一切変更せず、かつ、変更後の構成員がその提案内容を確実に実行できることが当該入札参加グループによる説明等により確認された場合に、構成員(C)の変更を認める。入札参加資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について、入札参加資格が認められた者が当該入札参加グループ内に他に存在しない場合は、新たに入札参加資格の確認を受け、既に提出された提案書類の内容(提案価格を含む。)を一切変更せず、かつ、

変更後の構成員がその提案内容を確実に実行できることが当該入札参加グループによる説明等により確認された場合に限り構成員の追加を認める。なお、上記のいずれの場合も、入札参加資格を喪失した構成員は当該入札参加グループから除外されるものとする。

(ウ) 落札者決定日から事業契約締結日前日までの間に入札参加資格を喪失した場合

落札者として決定された当該入札参加グループの構成員が入札参加資格を喪失した場合であっても、当該入札参加グループは失格とはならず、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

10. 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用は、全て入札参加者の負担とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の考え方

本事業では、PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成30年10月23日施行）に示された「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方にに基づき、国が担当する業務に伴うリスクについては国が、選定事業者が担当する業務に伴うリスクについては選定事業者が管理することを基本とする。リスク分担案の考え方は、原則として「別紙第2 リスク分担案」によることとし、具体的な事項については、実施方針に対する質問等の結果を踏まえ、事業契約書案において示す。

2. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約の締結に当たっては、契約の履行を確保するために、国は、展示物等更新業務に対して、履行保証保険契約の締結を選定事業者に求めることを想定している。また、契約保証金等の詳細については、入札説明書において示す。

3. 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

国は、事業契約に定める各業務の要求水準の達成状況及び選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

(2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、事業契約において定める。

(3) モニタリングの実施時期及び概要

ア 調査・計画段階

国は、選定事業者によって行われた展示物等更新業務に係る調査・計画業務が、事業契約に定める要求水準及び選定事業者の提案内容に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 展示物等更新業務の実施段階

国は、選定事業者によって実施された展示物等更新業務の内容が、事業契約に定める要求水準及び選定事業者の提案内容に適合するものであるか否かについて確認を行う。また、選定事業者は、国から要請を受けたときは、展示物等更新業務の実施内容の事前説明及び事後報告を行うとともに、業務現場での業務履行状況の確認を受ける。

ウ 展示物等更新業務の完成・引渡し時

選定事業者は、展示物等更新業務報告書を提出し、業務現場で国の確認を受ける。この際、国は、展示物等更新業務の対象たる本施設の展示物等の業務目的物の状態が事業契約に定める要求水準を満たし、かつ、選定事業者の提案内容に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、展示物等更新業務の内容が要求水準及び提案内容に適合しない場合には、国は補修又は改造を求めることができる。

エ 維持管理・運営段階

国は、維持管理・運営段階において、定期的及び随時に維持管理業務及び運営業務の実施状況を確認する。

オ 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎事業年度、会社法上要求される計算書類、事業報告及び附属明細書を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度終了後3か月以内に国に提出する。また、国は、必要に応じて、これらを公開するものとする。

(4) サービス対価の減額等

モニタリングの結果、維持管理業務及び運営業務において、事業契約に定める要求水準等が達成されていないことが判明した場合、国は、当該業務に係るサービス対価の減額等を行う。具体的な減額方法等については、事業契約において定める。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

本施設の立地に関する基本的な条件は、本実施方針第1 1. (2) に示したとおりである。

2. 建物に関する事項

(1) 付帯事業に係る建物の使用

選定事業者が付帯事業を行う際の建物の使用条件は以下のとおりである。

ア 使用料の徴収

本事業において、付帯事業を行うに当たり、国は、選定事業者に対して、当該施設の使用を認めることとし、その際、相応の使用料を徴収する。

イ 事業期間終了後の取扱い

事業期間終了時に付帯事業を終了するものとし、原則、選定事業者により原状回復するものとする。

なお、選定事業者が整備・所有する設備等について国へ所有権の移転を行う場合は国と協議を行い、その詳細を決定するものとする。

(2) 施設構成

基本的な施設構成については下表に示すとおりである。施設構成、規模、設計要件等の詳細については、「別紙第3 史料館施設図集」に示す。

設置施設	概 要	
史料館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共用諸室 <p><1階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風除室 ・ エントランスホール ・ ラウンジ ・ 休憩スペース ・ ミュージアムショップ ・ 階段室 ・ トイレ ・ エレベーター ・ エスカレーター ・ 喫茶・軽食コーナー 	<p><2階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展示室 ・ 展示ガイダンス室 ・ 階段室 ・ トイレ <p><3階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展示室 ・ 潜水艦内 ・ 階段室 ・ トイレ
	<p>管理諸室</p> <p><1階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室 ・ 事務室（館長室、応接スペース及び事務局長スペース含む） ・ 給湯室 ・ 更衣室 ・ 収蔵庫 ・ 消火ポンプ室 ・ ボンベ庫 	<p><2階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示準備室 ・ 収納庫 ・ 階段室 <p><3階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示準備室 ・ 収納庫 ・ 階段室 <p><屋上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入エレベーターホール

史料館	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポンプ室 ・ 階段室 ・ トイレ ・ エレベーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段室
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ メインエントランス ・ サブエントランス ・ 交流広場 	
展示用潜水艦	「あきしお」全長約 76m、重量約 2,180t <公開区画> <ul style="list-style-type: none"> ・ 艦長室 ・ 先任海曹室 ・ 士官食器室 ・ 士官室 ・ 発令所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海図台 ・ 士官寝室 ・ 士官シャワー室 ・ 士官便所 ・ 庶務室
屋外展示スペース	<非公開区画> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開区画を除くエリア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 礎

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 紛争が生じた場合の基本的な考え方

国と選定事業者の間において、事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、国と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約において定める具体的な措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2. 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 選定事業者の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

国は、事業契約の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。

なお、その他の対応方法については、事業契約において定める。

(2) 国の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

国及び選定事業者は、事業契約の定めに従い適切な措置を講じるものとする。

3. 金融機関と国との協議

国は、事業の安定的・継続的な供給を確保することを目的として、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を選定事業者が受けることができるように努めるものとする。

3. その他の支援に関する事項

国は、選定事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要な協力を行う。

第8 特定事業の担当者に関する事項

1. 担当部署

整備計画局施設計画課

整備計画局施設整備官付

海上幕僚監部人事教育部教育課

中国四国防衛局企画部地方調整課
海上自衛隊呉地方総監部管理部総務課
海上自衛隊呉地方総監部管理部施設課
海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課

2. P F I 取得等要求機関の長

海上自衛隊呉地方総監

3. 契約担当官等

中国四国防衛局長

4. 供用事務担当官

海上自衛隊呉地方総監

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. ホームページ

本事業に関する情報提供は、防衛省ホームページ (<https://www.mod.go.jp/>) を通じて適宜行う。

2. 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。